

# 不法投棄等の状況について(令和5年度)

小美玉市 環境課 廃棄物対策係

令和5年度の不法投棄の発生及び対応状況は以下のとおりです

## 1. 発生状況

通報を受けて対応した、主な事案別の発生件数

【月別】

(単位:回)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
不法投棄	8	12	8	6	4	5	5	4	11	8	9	5	85
野焼き	2	-	3	2	2	3	7	7	8	7	2	5	48
へい獣	31	35	56	37	18	16	25	30	33	26	18	15	340
その他	4	4	5	4	4	4	3	3	3	5	1	-	40
計	45	51	72	49	28	28	40	44	55	46	30	25	513

【地区別】

(単位:回)

月	小川地区	美野里地区	玉里地区	計
不法投棄	33	45	7	85
野焼き	20	20	8	48

不法投棄作業員による、不法投棄物の回収状況(クリーンセンター等搬入分)

(単位:Kg)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
活動日	10	11	9	11	10	9	13	10	10	11	8	6	118
小川	110	50	220	250	50	-	-	540	560	80	310	20	2,190
美野里	400	600	220	-	140	290	520	310	-	410	580	440	3,910
玉里	140	70	-	-	100	210	60	-	90	150	-	-	820
計	650	720	440	250	290	500	580	850	650	640	890	460	6,920

## 不法投棄された処理困難物等の処分状況

当該年度に処分した数量。 ※発生した数量とは異なる

### 廃家電

(単位：台)

品目	R5	R4	R3	R2
冷蔵庫	53	22	53	49
洗濯機/乾燥機	30	9	35	40
テレビ	51	16	80	78
エアコン	2	27	5	7
計	136	74	173	174

### タイヤ

(単位：本)

品目	R5	R4	R3	R2
乗用車用	174	87	-	180
トラック用	-	-	-	-
計	174	87	-	180

### その他処理困難物

(単位：kg)

品目	R5	R4	R3	R2
混廃(kg)	-	8,020	-	-
廃プラ等(kg)	-	-	3,080	-
ゴムクローラ等(kg)	-	-	-	5,820
消火器(本)	-	44	-	-
プロパンガス(本)	-	27	-	-

※上記には、一斉クリーン作戦にて回収されたものを含む

## 2. 対応状況

### 回収（不法投棄作業員）

- ・週3回の回収業務を行う作業員による収集量 6.9 t / 年  
※主に幹線及び生活道路等の投棄ごみを回収

### 配布した備品等

	【R5】	【R4】	【R3】
・看板（不法投棄）	224枚	230枚	283個
・看板（ペット糞）	62枚	75枚	58個
・ダミーカメラ、センサー等	62個	73個	167個
・木杭	251本	284本	174本
・回収用ごみ袋	12,697枚	13,497枚	9,450枚

### クリーン作戦及び地区活動

- ・一斉クリーン作戦開催：年2回（5月第4週，12月第1週）
- ・クリーン作戦参加人数：13,763名（行政区115区）
- ・こさ払い等参加数：5,269名（行政区69区）

### サポーター登録状況

- ・不法投棄監視サポーター 102名（R2年度から）
- ・環境美化サポーター 396名（R3年度から）※団体数10団体

### 不法投棄の傾向

- ・粗大ごみ（廃家電等含む）、建築廃材などが、人目の付きにくい場所や時間帯に散発的に発生。（量はトラック荷台1台分程度）
- ・軽微な生活ごみのポイ捨てについては、発生ごみの内容や場所等の状況において、一定の規則性がみられることから、常習者によるものと推察される
- ・道路沿いでは、特に雑草が茂った場所へのポイ捨てが多い傾向にある
- ・処分に費用を要するもの（廃家電、処理困難物など）
- ・事業系廃棄物
- ・粗大系の生活用品 ※違法な廃品回収業者

### 今後の環境美化の推進および不法投棄の抑止に向けて

- ・地域住民の皆さんをはじめ、警察や茨城県不法投棄所管課、周辺自治体など不法投棄に係る関係行政機関との連携が欠かせません
- ・不法投棄の被害者にも監視者にもなり得る地域住民の皆さんへの継続的な啓発活動として広報紙やウェブサイト等により幅広く情報提供を行いながら、地域一丸での監視体制を強化していきます

### 3. 具体事例



花野井地内 生活ごみ 山林



寺崎地内 生活ごみ 山林



飯前地内 建築廃材 農道脇



百里地内 生活ごみ 市道沿い



佐才 廃家電 山林



小曾納地内 粗大ごみ 市道脇



中延地内 生活ごみ(焼却) 河川敷



中台地内 粗大ごみ 道路沿い



大井戸地内 生活ごみ 河川敷



与沢地内 農ビ等 農道(未舗装)



下玉里地内 タイヤ 市道脇



宮田地内 産廃 民地



上高崎地内 廃家電 霞ヶ浦湖岸



# きれいな「まち」次の世代へ 環境美化・不法投棄サポーター ご参加ください



地域の環境美化は地域の皆さんの活動に支えられています

【参加活動】

- ・クリーン作戦： 13, 763人
- ・草刈清掃： 5, 269人
- ・リサイクル： 110t

【回収量（住民）】

- ・6, 250Kg

(R5年度実績)



アプリでごみ拾いを発信しませんか  
小美玉市のグループに参加登録！

## 美化活動をしたい

市のサポーターに登録ください

【配布】

- ・啓発看板, 回収用ごみ袋

【その他】

- ・手数料減免（処理施設への搬入）

▼ ウェブ、スマホから登録 ▼

【不法投棄】



【環境美化】



現登録数 498 名 (R6.1月時点)

## 不法投棄を見かけた

下記により連絡・通報ください

【産業廃棄物】

- ・不法投棄 110 番 TEL 0120-536-380
- ・県廃棄物規制課 TEL 029-301-3033

【悪質ケース】

- ・最寄りの警察署に通報ください

▼ ウェブ、スマホから通報 ▼

【市通報】



【県アプリ】



不法投棄はどこでも起こります

【件数】

- ・不法投棄： 85件
- ・野焼き： 48件
- ・その他： 40件

【回収量（市）】

- ・6, 920Kg

事案公表



(R5年度実績)



# まちをきれいに 地球もきれいに

～ ポイ捨て・ごみの流出 課題に取り組みます ～



×



## ポイ捨て・ごみ拾い＝「見える化」



まず登録  
利用は簡単



「小美玉市グループ、イベントへ参加登録」



ごみ拾いは  
見えづらい  
←  
ごみ拾いを  
ピリカで発信  
←  
寄せられる  
感謝のこえ  
←  
ごみ拾いの  
輪が広がる

「こんなとき？」

- ・粗大ごみの投棄を通報する
- ・市サポーターに登録する
- ・支援制度を活用する  
(ごみ袋提供、手数料減免)



くわしくは



令和6年4月11日

区長各位

環境保全小美玉市民会議 事務局

## 環境美化等啓発品の配布について

日頃より地域の環境美化及び保全にご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、当市民会議におきまして、別紙のとおり、一斉クリーン作戦用ごみ袋や啓発品等を作成しております。各地区の実情に応じまして有効活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算都合上、配布数の目安は下記のとおりとなります。数量が多い場合は、ご希望には添えかねますので、別途、助成事業の活用などをご検討ください。

## 記

## 1. 配布備品（詳細は裏面を参照）

- A【回収袋】クリーン作戦時
- B【看板】不法投棄等
- C【看板】動物ペット等
- D【その他】ダミーカメラ、センサーライト等

## ※配布数の目安

- ・回収用袋：世帯1枚（クリーン作戦毎）
- ・看板（木杭）は各地区5枚を上限
- ・ダミーカメラ、センサーライト等は各2個を上限

## 2. 注意事項

- ・申請は、原則、区長申請にてお願いいたします
- ・備品の配布は、原則、環境課窓口にて対応します
- ・在庫数量には限りがあります
- ・備品の設置及び管理は、各地区でご対応ください
- ・看板設置に係る釘や針金等は各自ご用意ください

## 【事務局】

環境保全小美玉市民会議 事務局  
（小美玉市役所 環境課内）  
TEL0299-48-1111 内線1144, 1145



環境保全小美玉市民会議議長 様  
(小美玉市環境課扱い)

環境保全小美玉市民会議 備品等申請書

1. 申請者等 団体 \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

2. 配布を希望する備品等 ※希望する数量をご記入ください

A 【市民会議用 回収袋】

サイズ	45L(大)	20L(小)
数量	1セット10枚入り：( )セット	1セット10枚入り：( )セット


B 【看板】不法投棄等

 ①. 枚	 ②. 枚	 ③. 枚	 ④. 枚
 ⑥. 枚	 ⑦. 枚	 ⑧. 枚	 ⑨. 枚

C 【看板】動物ペット等

 ①. 枚	 ②. 枚	 ③. 枚
---	---	---

D 【その他】啓発備品等

 ①. 個	 ②. 個	 ③. 個	 ④. 個	<p>木杭 長さ120cm</p> <p>⑤. 本</p>
---	---	---	--	-----------------------------------

3. 設置場所 小美玉市 ※必要に応じて、地図を添付ください

持続可能な未来へ向けて

# 廃食油リサイクルにご協力ください。



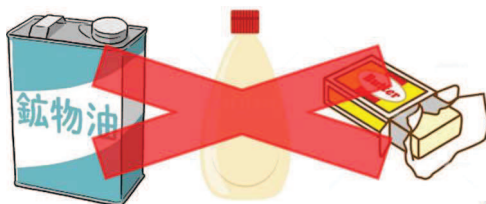
## 注意事項

### 【回収の対象となる油】

- ・植物性の食用油  
サラダ油、オリーブオイルなど
- ・賞味期限切れ食用油

### 【回収されない油】

- ・鉱物油 ・ガソリン
- ・潤滑油 ・マヨネーズ
- ・ソース ・ドレッシング
- ・食べ残し ・ラード
- ・バター ・ココナッツオイル
- ・油かすなど



## リサイクル用途の説明



お預かりした油は、飛行機燃料、インク、バイオディーゼルなどに100%リサイクルします。リサイクルにご協力ください。



## 出し方

- ①廃食油をペットボトル等に入れる  
(※油かすは取除く)
- ②下記回収場所にある回収 BOX に回収容器(ペットボトル等)ごと入れる

## 【回収場所】

- ・小美玉市役所本庁舎(堅倉 835)
- ・小川総合支所(小川 4-11)
- ・玉里総合支所(上玉里 1122)
- ・羽鳥出張所(羽鳥 2663-70)



## 環境保全市民会議の活動にご協力ください



シェアす ポス

ページID : 008606

## 美しいまち・地域資源を未来につなぐため



- ◆ 地域の環境美化保全に係る現状課題を踏まえ、住民主体の取組みを支援しています
- ◆ 持続的なまちづくり、適切な土地利用の土台となる本事業の取組みにご協力ください
- ◆ 地域で実施する環境美化保全事業に対して助成金を交付します。ご活用ください

[小美玉市の現況課題\(pdf 2.23 MB\)](#)

## お知らせ



## 更新履歴

年度	更新日	内容	備考（データ）
6	R6.3.25	<a href="#">5/26 一斉クリーン作戦</a>	<a href="#">チラシ(pdf 546 KB)</a> <a href="#">区長案内(pdf 669 KB)</a>
5	R6.1.25	令和5年度 活動助成（督促）	<a href="#">区長案内(pdf 245 KB)</a>
	R5.7.13	令和5年度活動助成_案内	下記様式参照
	R5.5.25	傷害保険の加入	<a href="#">加入案内(pdf 152 KB)</a>
	R5.4.13	啓発備品配布の案内	<a href="#">備品配布(doc 3.07 MB)</a>

## 助成事業・活動報告



- ◆ 助成事業の様式ダウンロードやご報告が出来ます

[令和5年度 助成事業案内\(pdf 434 KB\)](#)

## 様式

- ◆ 各様式のご報告の際は事業案内をあわせてご確認ください

## 様式ダウンロード（R5年度）

様式	内容	報告様式
1	クリーン作戦実施	<a href="#">様式1(docx 60 KB)</a>
2	こさ払い等清掃活動	<a href="#">様式2(docx 59 KB)</a>
3	高速道路沿い清掃活動	<a href="#">様式3(docx 59 KB)</a>
4	資源リサイクル活動助成金	<a href="#">様式4(docx 60 KB)</a>
5	環境美化保全備品等購入費助成	<a href="#">様式5(docx 60 KB)</a>
6	不法投棄監視サポーター登録	<a href="#">様式6(docx 61 KB)</a>
-	振込口座変更登録	<a href="#">報告(docx 41 KB)</a>

## 報告方法

以下の方法から報告いただけます

[インターネットから報告](#)

※上記報告様式にて入力作成の上添付して送信ください

## 一斉クリーン作戦

年2回開催（5月第4週の日曜日、12月第1週の日曜日）

### 令和6年度

5/26 一斉クリーン作戦（4/11区長通知）

12/1 一斉クリーン作戦（10/24区長通知）

## 総会・役員会

総会、役員会を開催し各年度の事業管理をしています

令和5年度 [資料\(pdf 443 KB\)](#)、[付属資料\(pdf 9.36 MB\)](#)

令和4年度 [資料\(pdf 693 KB\)](#)、[付属資料\(pdf 7.83 MB\)](#)

令和3年度 [資料\(pdf 624 KB\)](#)、[付属資料\(pdf 2.84 MB\)](#)

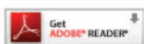
令和2年度 [資料\(pdf 980 KB\)](#)、[付属資料\(pdf 2.09 MB\)](#)

## 設置の目的・根拠

市民が環境保全活動を推進することにより、郷土の美しい自然を守り持続的に快適な生活環境を築くことを目的とします

[環境保全小美玉市民会議規約\(pdf 202 KB\)](#)

### 関連リンク



PDFファイルをご覧いただくためには、[Adobe Reader](#)が必要です。（新しいウィンドウが開きます）

掲載日 令和4年7月4日 更新日 令和6年3月28日

### このページについてのお問い合わせ先

市民生活部 環境課 廃棄物対策係

住所：〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835




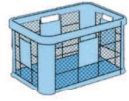




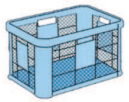







電話：0299-48-1111

（内線：1140～1142 1144 1145）

FAX：0299-48-1199

- Throw away your trash **by 8:00 a.m. on garbage day** in the garbage disposal area.
- Garbage that violates the sorting rules will not be collected.  
(Violation seals will be placed on garbage for not following the rules.)
- Please keep the garbage disposal area clean.



Sorting Categories		Garbage Collection Day	Occurances	Container	Garbage Category
<b>Burnable Trash</b>  Buy this bag at convenience stores or super markets.		<b>Tuesday Friday</b>	<b>T w i c e  a  W e e k</b>	 City Designated Trash bag	•Waste paper •Seashell •Woodchips •Leather •Daiper •Rubber Goods •Kitchen Waste •Plastic Case •Styrofoam •Flower •Futon Etc. ※You cannot throw out oil as is. 
<b>B i n</b>	Colorless Bin	<b>First Monday</b>	<b>O n c e  a  M o n t h</b>	 Container	•Milk Bottle •Colorless Bin Etc. 
	Brown Bin	<b>Second Monday</b>			•Beer Bin •Nutritional Drink Bin Etc. 
	Other Trashbin	<b>Third Monday</b>			•Blue/Green/Black Bottle Etc. 
	Light bulbs/ Fluorescent light				•Light bulbs/ Fluorescent light •Mercury Thermometer Etc. 
	Glass, Chinaware				<b>Fourth Monday</b>
Plastic Bottle	<b>First/Third Wednesday</b>	<b>T w i c e  a  M o n t h</b>	※Cans and bins put in the burnable trash section will not be collected  Container	•Soft Drink •Soy Sauce and other seasonings •Alcohol 	
Used Paper	<b>Second/Fourth Wednesday</b>			•Newspapers, Magazines •Cardboard ※so then After you tie up your garbage, throw it out please 	
Can/Metal	<b>First/Third Thursday</b>			•Can •Small Electronics •Battery •Cooking Utensils/Tools •Toy •Miscellaneous Goods •Spray Can •LED Lights Etc. 	
Used cloth	<b>Second Thursday</b>	<b>O n c e  a  M o n t h</b>	 See-through Plastic Bag	•Coats, Jackets, etc. •Pants •Sweater Under wear •Socks •Sheets •Curtain •Futon Cover Etc. 	
Paper package			 String	•Milk Carton/Packs Only ※Juice, Alcohol, not Allowed 	

取り出し口

OMITAMA CITY

# 小美玉市 燃やすごみ専用袋 (大) 45L 10枚入り

Burnable garbage bag 可燃垃圾袋 Túi đựng rác cháy được  
Kantong sampah yang bisa dibakar පිළිස්සිය හැකි කුණු බෑගය

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



**「あなたのひと手間でごみを資源に変える」  
マインドを変える，消費と廃棄行動を変える**

毎年、多くの予算と化石燃料を使い「ごみ」を燃やしています。

- ・可燃ごみ量 一人 269kg/年 (計 13,195ト)
- ・処理費用 一人 9,546円/年 (計4億6,763万円)



ごみの出し方  
リサイクルの  
ルールを確認  
できます。

★可燃ごみが減らない場合、法令上ごみ袋の価格を上げる必要があります★

ごみの減量化 実現に向けて  
きれいでクリーンな生活を目指して  
一般廃棄物収集運搬  
し尿・浄化槽清掃許可  
**小川運輸 有限会社**  
TEL 0299-58-3204  
住所 小美玉市中延1511-4

地元で就職!!  
交代勤務スタッフ募集中!  
**株式会社 内田化工**  
↓↓詳しくはこちらまで  
☎ 0299-48-1101

「ごみの減量・あなたが主役  
知恵と工夫の積み重ね」  
一般廃棄物収集運搬  
し尿・浄化槽清掃許可  
**(有)玉里クリーン**  
TEL 0299-26-6447  
住所 小美玉市栗又四ヶ 2572-2

有料広告による収入はごみ処理費用に充てられています。(毎年募集します。)

家庭用品品質表示法に基づく表示  
原料樹脂 高密度ポリエチレン  
耐冷温度 -30度  
寸法外形 縦 770mm  
横 650(450)mm  
厚さ 0.030mm  
枚数 10枚  
取扱い上の注意  
火のそばに置かないでください。  
表示者  
株式会社 内田化工  
〒319-0106  
茨城県小美玉市堅倉1579-4  
0299-48-1101

**取扱い上の注意**  
警告●この袋は、幼児や子供にとって窒息な  
どの危険が伴うものです。  
幼児や子供の手の届くところに置か  
ないでください。  
注意●突起物のあるものをいれると材質上  
破れることがありますので、ご注意  
ください。  
●燃えやすいので、火のそばに置か  
ないでください。  
●摩擦などにより衣服に色がつく場合  
がありますので、こすらないようにし  
てください。



MADE IN JAPAN

## 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について

## 1 制定の目的

廃棄物処理法など既存法令による規制の無い、金属スクラップ等の有価物（再生資源物）の不適正な屋外保管により、崩落、火災等の事故や騒音、振動等の発生による問題が生じている。

また、近隣自治体で規制が強化されることにより、悪質な事業者が本県内に事業場を移すおそれがあることから、屋外の再生資源物の適正な保管に関し必要な規制を定め、災害の防止及び生活環境の保全を図る。

## 2 内容

## (1) 規制対象

対象者	再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者（廃棄物処理許可施設等で再生資源物を屋外保管する事業者を除く）
対象保管物	再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物及び有害使用済機器を除く）

## (2) 許可制の導入

ア 敷地面積が 100 m<sup>2</sup>を超える屋外保管事業場の設置について、事業場ごとに知事の許可（5年更新）取得を義務付ける。

イ 許可申請事業者に対し、事業内容等の周知を図るため、事前に住民説明会の開催を求める。

ウ 施行日時点で既に屋外保管事業場を設置している者が、6ヶ月以内に届出を行った場合、許可を受けたものとみなす。

## (3) 保管基準等

ア 屋外保管事業場の周囲に、外部から保管の状況を確認できる構造の囲いを設置すること。

イ 保管物の荷重が囲いに直接かかる場合には、囲いが構造耐力上安全であるとともに、保管の高さを囲いの上端より 50cm 以上低くすること。

ウ 容器を用いずに屋外保管する場合の高さは、「勾配比 1 : 2」又は 5m のいずれか低い方にすること。

エ 保管に伴い生じた汚水の飛散、流出、地下浸透の防止、及び騒音、振動、悪臭の防止のために必要な措置を講じること。

オ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれのあるものは、適切に回収し処理すること。

#### (4) 行政処分

- ・事業者等からの報告徴収、事業場等への立入検査
- ・保管基準不適合や違反行為に対する改善勧告
- ・勧告に従わない場合には改善命令
- ・事業場の全部又は一部の使用停止、許可の取消し

#### (5) 公表

事業者が勧告に従わなかった場合に違反事実を公表できる。

#### (6) 罰則（主なもの）

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・屋外保管事業場の無許可設置
- ・屋外保管事業者の命令違反等

### 3 施行日

令和6年4月1日